

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 条 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇ 規 則 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

## 条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第二十二号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中

選挙長	〃	五、六〇〇円
選挙分会長	〃	五、六〇〇円

を

選挙長	〃	四、五〇〇円
選挙分会長	〃	四、五〇〇円

〇〇円	を	選挙立会人	〃	五、一〇〇円
-----	---	-------	---	--------

に、

選挙立会人	〃	〃	四、五〇〇円
-------	---	---	--------

附 則 〇〇円を選挙立会人〃〃五、一〇〇円に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

（副知事の退職手当の特例）

第三条の二 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）

の適用を受ける国家公務員（以下「国家公務員」という。）から退職手当を支給されないで引き続き副知事となつた者の国家公務員としての引き続きいた在職期間（同法に規定する職員としての引き続きいた在職期間をいう。）は、その者の引き続き副知事としての勤続期間に通算する。

2 国家公務員から引き続き退職手当条例第二条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）となり、引き続き職員として在職した後引き続き副知事となつた者の職員としての引き続きいた在職期間（退職手当条例に規定する職員としての引き続きいた在職期間をいう。）は、その者の引き続き副知事としての勤続期間に通算する。

3 前二項の規定により在職期間を通算された副知事が退職した場合における退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 副知事としての引き続きいた在職期間について、前条の規定により計算した額

二 退職の日における第一項に規定する者にあつては国家公務員を退職した日、前項に規定する者にあつては職員を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の当該国家公務員等として

の勤続期間を基礎として退職手当条例第五条及び第七条の規定の例により計算した額

第三条の三 前条に規定する副知事が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に国家公務員となつたときは、第二条の規定にかかわらず、この条例による退職手当は支給しない。ただし、その者が当該退職の日から三十日以内に退職手当の支給を受ける旨を申し出たときは、この限りでない。

第四条第一項中「退職手当条例第二条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）」を「職員」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の知事等の退職手当に関する条例及び職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号）の規定は、昭和五十八年五月二十七日以後の退職に係る退職手当について適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

3 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

24 国家公務員から引き続き職員となつた者が退職した場合において、当該退職の日又はその翌日に副知事に選任されたときは、この条例による退職手当は支給しない。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第二項の表まあじやん場の項、たまつき場の項及びばちんこ場及びこれに類する施設の項を次のように改める。

まあじやん場		たまつき場	
一級	一卓につき月額 千五百円	一級	一台につき月額 二千二百円
二級	一卓につき月額 千三百円	二級	一台につき月額 二千円
三級	一卓につき月額 千円	三級	一台につき月額 千八百円
四級	一卓につき月額 九百円	四級	一台につき月額 千六百円
五級	一卓につき月額 六百円	五級	一台につき月額 千四百円
六級	一卓につき月額 四百円	六級	一台につき月額 千円
		七級	一台につき月額 九百円
		八級	一台につき月額 六百円

ばちんこ場及びこれに類する施設

等級	課税率
一級	一人一日につき 千六百五十円
二級	一人一日につき 千五百円
三級	一人一日につき 千三百円
四級	一人一日につき 千円
五級	一人一日につき 九百円
六級	一人一日につき 六百五十円
七級	一人一日につき 五百五十円

第七十九条第二項の表ボーリング場の項中「」を「一レーンにつき月額」に改め、同表射的場の項中「」を「射的台延長一メートルにつき月額」に改め、同条第三項ただし書を削り、同項の表を次のように改める。

等級	課税率
一級	一人一日につき 五百三十円
二級	一人一日につき 四百七十円
三級	一人一日につき 四百二十円
四級	一人一日につき 三百六十五円
五級	一人一日につき 三百四十円
六級	一人一日につき 三百十円
七級	一人一日につき 二百八十円
八級	一人一日につき 二百五十五円
九級	一人一日につき 二百二十五円
十級	一人一日につき 二百円
十一級	一人一日につき 百七十円
十二級	一人一日につき 百四十円

第七十九条第四項の表を次のように改める。

等級	税	率
一級	一人一日につき	四百五十円
二級	一人一日につき	三百五十円
三級	一人一日につき	二百五十円
四級	一人一日につき	百五十円

第七十九条第五項の表を次のように改める。

等級	税	率
一級	一人一回につき	九十円
二級	一人一回につき	八十円
三級	一人一回につき	七十円
四級	一人一回につき	六十円
五級	一人一回につき	五十五円
六級	一人一回につき	五十円
七級	一人一回につき	四十五円
八級	一人一回につき	四十円
九級	一人一回につき	三十五円
十級	一人一回につき	三十円

第七十九条の次に次の一条を加える。

(ゴルフ場の利用に係る娯楽施設利用税の税率の特例)

第七十九条の二 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課する娯楽

施設利用税の税率は、当該利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の

利用料金に比較して五分の一以上軽減されている場合(会員その他特別の資格を有する者の利用に限って軽減されている場合を除く。)に限り、前条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校(これら)の学校における保健体育科目の実技又はこれらの学校の認めた課外活動としてセルフ・バッグによりゴルフ場を利用する学生及び生徒に限る。)

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者

2 早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率は、当該利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して二分の一以上軽減されている場合(会員その他特別の資格を有する者の利用に限って軽減されている場合を除く。)に限り、前条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

3 第一項の規定の適用を受けようとする者は、当該施設に係る娯楽施設利用税の特別徴収義務者に、同項第一号に該当する者にあつては当該利用が学校における保健体育科目の実技又は学校の認めた課外活動であることを証明する書類を提出し、同項第二号に該当する者にあつては同号の規定に該当する者であることを証明する書類を提示しなければならない。

第九十四条の二第一項中「二十円」を「二十五円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年七月一日から施行する。ただし、第九十四条の二第一項の改正規定及び附則第三項の規定は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(娯楽施設利用税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第七十九条第二項から第五項まで及び第七十九条の二の規定は、昭和五十八年七月一日以後における施設の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前における施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

3 新条例第九十四条の二第一項の規定は、昭和五十九年一月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食について課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表中「六三、〇七〇円」を「六三、六六〇円」に、「六二、〇七〇円」を「六二、六六〇円」に、「六四、〇七〇円」を「六四、六六〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年六月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十七年 徳尾第一 鳥取市徳

尾	二二	を
五十七年	徳尾第一	鳥取市徳
五十七年	外江第一	境港市外江町
	二二	

に改める。

別表第一の第二種県営住宅の表中

五十七年 徳尾第二 鳥取市徳

尾 一六 を

五十七年	徳尾第二	鳥取市徳尾	一六
五十七年	外江第二	境港市外江町	一六

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中鳥取県営米子武道館の項の次に次のように加える。

鳥取県営倉吉武道館

倉吉市

第四条第一項中「及び鳥取県営米子武道館」を「鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館」に改める。

第五条の表中鳥取県営米子武道館の項の次に次のように加える。

鳥取県営倉吉武道館 財団法人倉吉市教育振興事業団

別表第一の一の表中鳥取県営米子武道館の項の次に次のように加える。

鳥取県営倉吉武道館		財団法人倉吉市教育振興事業団	
剣道場	柔道場	一時間につき	六〇〇円
		一人一日につ	一人一日につ
		一人一月につ	一人一月につ

き 三〇円 一人一日につき 八〇円

き 三〇〇円 一人一月につき 八〇〇円

附 則

この条例は、昭和五十八年七月一日から施行する。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

小居室	区 分	
	経済的事 情による 区分	金 額 (一人月額)
	一人で使用する場合	二人で使用する場合
C七階層	五七、〇六〇円	五六、〇六〇円
C六階層	五五、三六〇円	五四、三六〇円
C五階層	五三、六六〇円	五二、六六〇円
C四階層	五二、〇六〇円	五一、〇六〇円
C三階層	五〇、三六〇円	四九、三六〇円
C二階層	四八、六六〇円	四七、六六〇円
C一階層	四七、〇六〇円	四六、〇六〇円
B 階層	四四、三六〇円	四三、三六〇円
A 階層	四一、六六〇円	四〇、六六〇円

別表の備考の2中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

大居室														
C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B 階層	A 階層	C十階層	C九階層	C八階層
六二、九六〇円	六一、三六〇円	五九、六六〇円	五八、〇六〇円	五六、三六〇円	五四、六六〇円	五三、〇六〇円	五一、三六〇円	四九、六六〇円	四八、〇六〇円	四五、三六〇円	四二、六六〇円	六一、九六〇円	六〇、三六〇円	五八、六六〇円
六一、九六〇円	六〇、三六〇円	五八、六六〇円	五七、〇六〇円	五五、三六〇円	五三、六六〇円	五二、〇六〇円	五〇、三六〇円	四八、六六〇円	四七、〇六〇円	四四、三六〇円	四一、六六〇円	六〇、九六〇円	五九、三六〇円	五七、六六〇円

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

小居室											区分	
											経済的事 情による	
											区分	
											金額 (一人月額)	
											一人で使用する場合	
											二人で使用する場合	
C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	四一、六六〇円	四〇、六六〇円
六〇、三六〇円	五八、六六〇円	五七、〇六〇円	五五、三六〇円	五三、六六〇円	五二、〇六〇円	五〇、三六〇円	四八、六六〇円	四七、〇六〇円	四四、三六〇円	四一、六六〇円	四〇、六六〇円	四〇、六六〇円
五九、三六〇円	五七、六六〇円	五六、〇六〇円	五四、三六〇円	五二、六六〇円	五一、〇六〇円	四九、三六〇円	四七、六六〇円	四六、〇六〇円	四三、三六〇円	四一、六六〇円	四〇、六六〇円	四〇、六六〇円

大居室												
C十階層	A階層	B階層	C一階層	C二階層	C三階層	C四階層	C五階層	C六階層	C七階層	C八階層	C九階層	C十階層
六一、九六〇円	四二、六六〇円	四五、三六〇円	四八、〇六〇円	四九、六六〇円	五一、三六〇円	五三、〇六〇円	五四、六六〇円	五六、三六〇円	五八、〇六〇円	五九、六六〇円	六一、三六〇円	六二、九六〇円
六〇、九六〇円	四一、六六〇円	四四、三六〇円	四七、〇六〇円	四八、六六〇円	五〇、三六〇円	五二、〇六〇円	五三、六六〇円	五五、三六〇円	五七、〇六〇円	五八、六六〇円	六〇、三六〇円	六一、九六〇円

別表の備考の2中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

附則  
この規則は、昭和五十八年六月一日から施行する。